

刑 法 (100点)

第1問

甲は、Aから請け負った仕事が契機となって平成29年7月頃から執拗に因縁をつけられ、自宅マンションのドアを夜中に怒鳴りながら蹴り飛ばされたりする等の嫌がらせを繰り返されたため、Aに対する憤懣の情を募らせていた。Aも、甲の気性の荒さを知っていたため、直接対面して手荒な言動に及ぶことは控えていたが、同年10月10日21時頃、お気に入りホステスに邪険にされたことの腹立ちまぎれに甲に電話し、甲の自宅マンション前の空き地に出てくるよう強い口調で求めた。甲は、度重なるAからの嫌がらせに対し自制してきており、今回も出て行けば襲撃を受ける可能性が高いと考えたものの、夜中に呼び出すというのは一線を越えており、こうしたことをしないよう一度強く言うておかなければと考え、マンションの同じ階に住む同僚の乙に事情を説明し、やられそうになったら正当防衛の範囲で一緒に反撃してくれるよう依頼し、乙はこれを承諾した。屈強な乙が同行して加勢してくれることになって気持ちが大きくなった甲は、「これでAにやられる心配はない。いっそのこと一気にかたをつけたらやないか。」と殺意を抱いて、自宅にあった包丁(刃体の長さ約14cm)を手にし、空き地に向かうと、Aに包丁を振りかざすなどの威嚇的行動を取ることなく、Aに近づいていった。

空き地の入り口付近で合流し、包丁を見た乙が、甲に対し、「お前、正当防衛とかゆうてるけど、殺す気やろ。そら約束が違うわ。俺はひかせてもらおうで。」と申し向けたところ、甲は、「口答えするな。」と一喝して乙の頭付近に回し蹴りを食らわせたため、乙はその場に意識を失って倒れた。甲が近づいてくるのを見たAが、「先手必勝や。」と叫びながら、甲にハンマーで殴りかかったところ、甲は、腕を出し腰を引くなどして防ぎながら、Aの左側胸部を包丁で強く突き刺して殺害した。

なお、信頼の置ける精神鑑定の結果等を総合すると、甲は、夕食時に飲酒していた影響およびAの攻撃を受けた興奮とが相俟って、殺害行為を開始した時点では、限定責任能力状態に陥っていたものとみられる。

甲・乙の罪責を論じなさい(特別法違反の点は除く)。

第2問

A（35歳男性、身長185cm、体重75kg）は、飲食店の並ぶ繁華街で氷屋を営んでいた。Aが近隣の飲食店に氷を配達している間は店に誰もおらず、取引先の飲食店の者が訪れて奥の事務室をのぞくこともあった。

平成29年10月9日22時頃、Aが近くのバーに氷を届けに行き、店に戻ると、物音がするので、奥の事務室のドアを開けたところ、見知らぬ甲（25歳男性、身長170cm、体重60kg）が事務機の引き出しを開けていた。仰天したAはとっさにドアを閉めて外から鍵をかけ、警察に電話で通報した。ところが、その地区では別の事件のため警察官らがほぼ出払っていて、10分ほど待っても誰も来なかった。そこで、体力に自信のあるAは、自ら甲を警察に連行することとし、ドアを開けて「もう通報した。警察に行くぞ。」と言って甲の腕をつかみ、路上に連れ出した。付近は人目の多い場所であり、甲は特に抵抗することなく、Aに腕をつかまれたまま、店から約300mの距離にある交番に向かって歩き出した。

150mほど進んだところで、甲は突如Aの腹を蹴飛ばし、痛さのあまりAがうずくまったすきに逃げ出した。疾走する甲は通行中の歩行者Bと正面衝突し、Bに全治1週間の打撲傷を負わせた。衝突で勢いの弱まった甲にAが追いついて、取り押さえようとつかみかかったが、甲はAの顔面を手拳で殴打した。通行中の学生グループがこれを見て酔っ払いのけんか勘違いし、Aと甲を引き離した。その間に甲の上着が脱げ、甲は逃走した。

Bの通報で警察官が到着し、甲の上着の内ポケットに、Aの氷屋の事務機から持ち出した現金8万円が入っていたことを発見した。

甲の罪責を論じなさい。